

キャッシュカードによるATMでのお振り込み 一部利用制限について【重要】

鹿児島興業信用組合

当組合は、全国的に多発する「還付金詐欺」「振り込め詐欺」等のご高齢者に対する振り込め詐欺被害を防止するため、下記のとおりATMでのお振り込みの一部利用制限を実施させていただきます。

対象となるお客様には、ご不便をおかけいたしますが、『お客様の大切なご資産をお守りするため』の取り組みとして、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

対象となるお客様	年齢が <u>70歳以上</u> で、 <u>過去3年間</u> キャッシュカードによる <u>お振り込みのご利用がない</u> お客様
利用制限の内容	キャッシュカードによる <u>1千円を超えるお振り込み</u> ができなくなります。 ※キャッシュカードによる「引出し」「預け入れ」は、従来どおりご利用できます。
窓口等でのお振り込み	上記対象となるお客様のお振り込みについては、営業店の窓口をご利用ください。
利用制限の開始日	平成29年9月1日（金）
その他	上記対象となるお客様が利用制限の解除を希望される場合は、以下をご持参のうえ、お取引口座のある営業店窓口までお申し出ください。 ①本人確認資料 ②お届け印

以上

本件に関するお問い合わせ先

当組合営業店窓口 もしくは、
総合企画部（代表 099-224-3175）